

# 第 22 期第 4 回福島県内水面漁場管理委員会

## 資 料

福島県内水面漁場管理委員会

# 目次

## 議案

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1号 | 遊漁規則変更認可（内共第26号）について（諮問） |    |
|     | 諮問文（写）                   | 1  |
|     | 遊漁規則変更新旧対照表              | 2  |
|     | 遊漁規則変更認可に係る審査一覧          | 3  |
|     | 遊漁規則認可基準                 | 4  |
|     | 答申文（案）                   | 5  |
| 第2号 | 遊漁規則変更認可（内共第27号）について（諮問） |    |
|     | 諮問文（写）                   | 6  |
|     | 遊漁規則変更新旧対照表              | 7  |
|     | 遊漁規則変更認可に係る審査一覧          | 8  |
|     | 答申文（案）                   | 9  |
|     | 諮問文（写）                   | 10 |
|     | 遊漁規則変更新旧対照表              | 11 |
|     | 遊漁規則変更認可に係る審査一覧          | 12 |
|     | 答申文（案）                   | 13 |

## 報告事項

|   |                              |       |
|---|------------------------------|-------|
| ア | 全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度通常総会について |       |
|   | 通常総会議案                       | 14～15 |
|   | 令和7年度事業報告                    | 16～19 |
|   | 令和8年度事業計画案                   | 20～22 |
|   | 令和8年度提案書案                    | 23～32 |



8 生流第 1541 号  
令和 8 年 6 月 18 日

福島県内水面漁場管理委員会 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

檜枝岐村漁業協同組合代表理事組合長 星 光幸

2 遊漁規則変更の内容

- （1）遊漁料の変更
- （2）現場加算額の変更

3 添付書類

- （1）遊漁規則変更新旧対照表
- （2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

檜枝岐村漁業協同組合 内共第26号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

| 変 更 (案)                                                                            |       | 現 行                                                                                |                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (遊漁料の額及び納付方法)                                                                      |       | (遊漁料の額及び納付方法)                                                                      |                            |
| 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。 |       | 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。 |                            |
| 魚 種                                                                                | 漁具・漁法 | 遊 漁 料                                                                              | 魚 種                        |
| い わ な                                                                              | 竿 釣   | 1日 1, 3 0 0 円 (組合事務所又は取扱所)                                                         | 1日 1, 0 5 0 円 (組合事務所又は取扱所) |
| や ま め                                                                              |       | 1日 2, 0 0 0 円 ( 遊 漁 現 場 )                                                          | 1日 1, 5 0 0 円 ( 遊 漁 現 場 )  |
|                                                                                    |       | 1年 6, 0 0 0 円 (組合事務所又は取扱所)                                                         | 1年 4, 8 0 0 円 (組合事務所又は取扱所) |
| 2 (略)                                                                              |       | 2 (略)                                                                              |                            |

付 則 この規則は令和9年1月1日から施行する。

附帯決議 行政庁から字句の修正等の軽微な変更について指示があった場合は、その処理を組合長に一任する。

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

|               |                                |                                                                                                         |                                               |                                                                         |                                                                         |
|---------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 公示番号及び申請者     |                                | 内共第 26 号 檜枝岐村漁業協同組合                                                                                     |                                               |                                                                         |                                                                         |
| 申請書及び添付書類関係   |                                | 1 遊漁規則変更認可申請書<br>2 遊漁規則変更新旧対照表<br>3 遊漁規則変更理由書<br>4 遊漁料算定方法<br>5 遊漁料完全徴収のための方策<br>6 総代会議事録謄本<br>7 総代会議案書 |                                               |                                                                         |                                                                         |
| 変更内容          |                                | 第 7 条第 1 項中、遊漁料及び現場加算料の変更                                                                               |                                               |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 魚種                                                                                                      | 漁具・漁法                                         | 変更後                                                                     | 変更前                                                                     |
|               |                                | いwana、<br>やまめ                                                                                           | 竿釣                                            | 1 日 1,300 円（組合事務所又は取扱所）<br>1 日 2,000 円（遊漁現場）<br>1 年 6,000 円（組合事務所又は取扱所） | 1 日 1,050 円（組合事務所又は取扱所）<br>1 日 1,500 円（遊漁現場）<br>1 年 4,800 円（組合事務所又は取扱所） |
| 変更理由          |                                | 近年の種苗費高騰の影響を考慮し、経営改善のため遊漁料及び現場加算額の値上げをする。                                                               |                                               |                                                                         |                                                                         |
| 50 条、第 52 条関係 | 水産業協同組合法第 48 条、第 50 条、第 52 条関係 | 総会の議決                                                                                                   | 令和 8 年 5 月 26 日（火）                            |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 総組合員数                                                                                                   | 134 名                                         |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 出席した組合員数                                                                                                | 90 名<br>（本人出席 36 名、委任出席 26 名、書面出席 28 名）       |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 賛成者数                                                                                                    | 89 名（議長除く）<br>（本人出席 35 名、委任出席 26 名、書面出席 28 名） |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 適否                                                                                                      | 適                                             |                                                                         |                                                                         |
| 第 5 項関係       | 漁業法第 170 条                     | 遊漁を不当に制限しないものであることの適否                                                                                   | —<br>（遊漁料及び現場加算額の変更のため対象外）                    |                                                                         |                                                                         |
|               |                                | 遊漁料の額が適当であることの適否                                                                                        | 適（県の遊漁規則認可基準を満たす）                             |                                                                         |                                                                         |

## 遊 漁 規 則 認 可 基 準

### 1 遊漁を不当に制限しないものであること。

#### (1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

- ア 漁場区域
- イ 採捕期間
- ウ 全長制限
- エ 漁具漁法
- オ その他

### 2 遊漁料の額が妥当なものであること。

#### (1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

- ア 一般管理費の経費節減
- イ 増殖事業の適正化
- ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収
- エ 遊漁料完全徴収のための方策

#### (2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。

#### (3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。

- ア 組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。

#### (4) 一日利用料金が設けられていること。

#### (5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。

#### (6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

#### (7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。

#### (8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

### (付 則)

- 1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。
- 2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

### (付 則)

- 1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

### (付 則)

- 1 この基準は、令和2年2月13日から施行する。

(案)

8 内水漁管委第 号  
令和 8 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会長

遊漁規則変更認可（内共第 26 号）について（答申）

令和 8 年 6 月 18 日付け 8 生流第 1541 号で諮問のありましたこのことについて、委員会の意見は下記のとおりです。

記



8 生流第 1542 号  
令和 8 年 6 月 18 日

福島県内水面漁場管理委員会 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

檜枝岐村漁業協同組合代表理事組合長 星 光幸

2 遊漁規則変更の内容

- （1）遊漁料の変更
- （2）現場加算額の変更

3 添付書類

- （1）遊漁規則変更新旧対照表
- （2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

檜枝岐村漁業協同組合 内共第27号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

| 変 更 (案)                                                                            |       |                            | 現 行                                                                                |       |                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------|
| (遊漁料の額及び納付方法)                                                                      |       |                            | (遊漁料の額及び納付方法)                                                                      |       |                            |
| 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。 |       |                            | 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。 |       |                            |
| 魚 種                                                                                | 漁具・漁法 | 遊 漁 料                      | 魚 種                                                                                | 漁具・漁法 | 遊 漁 料                      |
| こい・ふな                                                                              | 竿 釣   | 1 日 1, 3 0 0 円 ( 取 扱 所 )   | こい・ふな                                                                              | 竿 釣   | 1 日 1, 0 5 0 円 ( 取 扱 所 )   |
| うぐい・いわな                                                                            |       | 1 日 2, 0 0 0 円 ( 遊 漁 現 場 ) | うぐい・いわな                                                                            |       | 1 日 1, 5 0 0 円 ( 遊 漁 現 場 ) |
| わかさぎ・やまめ                                                                           |       | 1 年 6, 0 0 0 円 ( 取 扱 所 )   | わかさぎ・やまめ                                                                           |       | 1 年 4, 8 0 0 円 ( 取 扱 所 )   |
| 2 (略)                                                                              |       |                            | 2 (略)                                                                              |       |                            |
| 付 則 この規則は令和9年1月1日から施行する。                                                           |       |                            |                                                                                    |       |                            |

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

|                            |                       |                                                                                                         |       |                                                                       |                                                                       |
|----------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 公示番号及び申請者                  |                       | 内共第 27 号 檜枝岐村漁業協同組合                                                                                     |       |                                                                       |                                                                       |
| 申請書及び添付書類関係                |                       | 1 遊漁規則変更認可申請書<br>2 遊漁規則変更新旧対照表<br>3 遊漁規則変更理由書<br>4 遊漁料算定方法<br>5 遊漁料完全徴収のための方策<br>6 総代会議事録謄本<br>7 総代会議案書 |       |                                                                       |                                                                       |
| 変更内容                       |                       | 第 8 条第 1 項中、遊漁料及び現場加算料の変更                                                                               |       |                                                                       |                                                                       |
|                            |                       | 魚種                                                                                                      | 漁具・漁法 | 変更後                                                                   | 変更前                                                                   |
|                            |                       | こい、<br>ふな、<br>うぐい、<br>いわな、<br>わかさぎ、<br>やまめ                                                              | 竿釣    | 1 日 1,300 円<br>(取扱所)<br>1 日 2,000 円<br>(遊漁現場)<br>1 年 6,000 円<br>(取扱所) | 1 日 1,050 円<br>(取扱所)<br>1 日 1,500 円<br>(遊漁現場)<br>1 年 4,800 円<br>(取扱所) |
| 変更理由                       |                       | 近年の種苗費高騰の影響を考慮し、経営改善のため遊漁料及び現場加算額の値上げをする。                                                               |       |                                                                       |                                                                       |
| 50 水産業協同組合法第 48 条、第 52 条関係 | 総会の議決                 | 令和 8 年 5 月 26 日 (火)                                                                                     |       |                                                                       |                                                                       |
|                            | 総組合員数                 | 134 名                                                                                                   |       |                                                                       |                                                                       |
|                            | 出席した組合員数              | 90 名<br>(本人出席 36 名、委任出席 26 名、書面出席 28 名)                                                                 |       |                                                                       |                                                                       |
|                            | 賛成者数                  | 89 名 (議長除く)<br>(本人出席 35 名、委任出席 26 名、書面出席 28 名)                                                          |       |                                                                       |                                                                       |
|                            | 適否                    | 適                                                                                                       |       |                                                                       |                                                                       |
| 第 5 項関係<br>漁業法第 170 条      | 遊漁を不当に制限しないものであることの適否 | —<br>(遊漁料及び現場加算額の変更のため対象外)                                                                              |       |                                                                       |                                                                       |
|                            | 遊漁料の額が適当であることの適否      | 適 (県の遊漁規則認可基準を満たす)                                                                                      |       |                                                                       |                                                                       |

(案)

8 内水漁管委第 号  
令和 8 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会長

遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（答申）

令和 8 年 6 月 18 日付け 8 生流第 1542 号で諮問のありましたこのことについて、委員会の意見は下記のとおりです。

記



8 生流第 1987 号  
令和 8 年 7 月 8 日

福島県内水面漁場管理委員会 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

魚沼漁業協同組合代表理事組合長 皆川 雄二

2 遊漁規則変更の内容

- (1) 遊漁料の変更
- (2) 現場加算額の変更

3 添付書類

- (1) 遊漁規則変更新旧対照表
- (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

魚沼漁業協同組合 内共第27号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

| 変 更 (案)                                                                                                                |       |                                                                      | 現 行                                                                                                                    |       |                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| (遊漁料の額及び納付方法)                                                                                                          |       |                                                                      | (遊漁料の額及び納付方法)                                                                                                          |       |                                                                      |
| 第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは700円を加算した額とする。 |       |                                                                      | 第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは525円を加算した額とする。 |       |                                                                      |
| 魚 種                                                                                                                    | 漁具、漁法 | 遊漁料 (税込)                                                             | 魚 種                                                                                                                    | 漁具、漁法 | 遊漁料 (税込)                                                             |
| こ                                                                                                                      | い     | 1日 1,300円 (組合事務所又は取扱所)<br>1日 2,000円 (遊漁現場)<br>1年 6,000円 (組合事務所又は取扱所) | こ                                                                                                                      | い     | 1日 1,050円 (組合事務所又は取扱所)<br>1日 1,575円 (遊漁現場)<br>1年 4,800円 (組合事務所又は取扱所) |
| ふ                                                                                                                      | な     |                                                                      | ふ                                                                                                                      | な     |                                                                      |
| う                                                                                                                      | ぐ     |                                                                      | う                                                                                                                      | ぐ     |                                                                      |
| わ                                                                                                                      | かさ    |                                                                      | わ                                                                                                                      | かさ    |                                                                      |
| い                                                                                                                      | な     |                                                                      | い                                                                                                                      | な     |                                                                      |
| や                                                                                                                      | まめ    |                                                                      | や                                                                                                                      | まめ    |                                                                      |
| 2 (略)                                                                                                                  |       |                                                                      | 2 (略)                                                                                                                  |       |                                                                      |

付 則 この規則は令和9年1月1日から施行する。

附帯決議 行政庁から字句の修正等の軽微な変更について指示があった場合は、その処理を組合長に一任する。

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

|             |                        |                                                                                                         |                                                      |                                                                                             |                                                                                             |
|-------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公示番号及び申請者   |                        | 内共第 27 号 魚沼漁業協同組合                                                                                       |                                                      |                                                                                             |                                                                                             |
| 申請書及び添付書類関係 |                        | 1 遊漁規則変更認可申請書<br>2 遊漁規則変更新旧対照表<br>3 遊漁規則変更理由書<br>4 遊漁料算定方法<br>5 遊漁料完全徴収のための方策<br>6 総代会議事録謄本<br>7 総代会議案書 |                                                      |                                                                                             |                                                                                             |
| 変更内容        |                        | 第 8 条第 1 項中、遊漁料及び現場加算料の変更                                                                               |                                                      |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 魚種                                                                                                      | 漁具・漁法                                                | 変更後                                                                                         | 変更前                                                                                         |
|             |                        | こい、<br>ふな、<br>うぐい、<br>わかさぎ、<br>いわな、<br>やまめ                                                              | 竿釣                                                   | 1 日 1,300 円<br>（組合事務所<br>及び取扱所）<br>1 日 2,000 円<br>（遊漁現場）<br>1 年 6,000 円<br>（組合事務所<br>及び取扱所） | 1 日 1,050 円<br>（組合事務所<br>及び取扱所）<br>1 日 1,575 円<br>（遊漁現場）<br>1 年 4,800 円<br>（組合事務所<br>及び取扱所） |
| 変更理由        |                        | 物価高騰により種苗購入費等の増殖経費が増加していることから経営改善のため、遊漁料及び現場加算額の値上げをする。                                                 |                                                      |                                                                                             |                                                                                             |
| 第 52 条関係    | 水産業協同組合法第 48 条、第 50 条、 | 総代会の議決                                                                                                  | 令和 8 年 5 月 24 日（日）                                   |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 総代数                                                                                                     | 100 名                                                |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 出席した総代数                                                                                                 | 94 名<br>（本人出席 83 名、委任出席 9 名、代理出席 1 名、書面出席 1 名）       |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 賛成者数                                                                                                    | 92 名（議長除く）<br>（本人出席 81 名、委任出席 9 名、代理出席 1 名、書面出席 1 名） |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 適否                                                                                                      | 適                                                    |                                                                                             |                                                                                             |
| 第 5 項関係     | 漁業法第 170 条             | 遊漁を不当に制限しないものであることの適否                                                                                   | —<br>（遊漁料及び現場加算額の変更のため対象外）                           |                                                                                             |                                                                                             |
|             |                        | 遊漁料の額が適当であることの適否                                                                                        | 適（県の遊漁規則認可基準を満たす）                                    |                                                                                             |                                                                                             |

(案)

8 内水漁管委第 号  
令和 8 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会長

遊漁規則変更認可（内共第 27 号）について（答申）

令和 8 年 7 月 8 日付け 8 生流第 1987 号で諮問のありましたこのことについて  
委員会の意見は下記のとおりです。

記

令和8年度

## 通 常 総 会 議 案

期 日 令和8年5月29日（金）

場 所 都道府県会館 101大会議室

（東京都千代田区平河町2丁目6番3号）

全国内水面漁場管理委員会連合会

# 通 常 総 会 次 第

1 開 会 の 辞

2 会 長 あ い さ つ

3 来 賓 祝 辞

4 表 彰

5 議 長 選 出

6 議 長 あ い さ つ

7 議事録署名人の選出

8 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第2号議案 令和8年度事業計画案及び収支予算案について

第3号議案 令和8年度提案書案について

9 そ の 他

10 閉 会 の 辞

# 令和7年度事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 1 事業の実施状況

| 実施年月日     | 実施状況                               |
|-----------|------------------------------------|
| 令和7年5月30日 | 令和6年度事業の監事監査を実施                    |
| 〃         | 令和7年度第1回役員会を開催                     |
| 〃         | 令和7年度通常総会を開催                       |
| 7月1日      | 令和7年度提案（総会決議）事項を農水省、国交省、環境省、文科省へ提案 |
| 8月29日     | 第1回漁場管理対策検討会を開催                    |
| 10月10日    | 研修会を開催（WEB 併用）                     |
| 10月28、29日 | 東日本ブロック協議会を開催（千葉県）                 |
| 11月4、5日   | 中日本ブロック協議会を開催（大阪府）                 |
| 11月11、12日 | 西日本ブロック協議会を開催（佐賀県）                 |
| 12月24日    | 正副会長会（鹿児島県）                        |
| 令和8年2月2日  | 役員県事務局長会議を書面により実施                  |
| 3月13日     | 表彰選考委員会を開催                         |
| 〃         | 第2回漁場管理対策検討会を開催                    |
| 〃         | 第2回役員会を開催                          |

## 2 主な事業概要

### （1）通常総会

令和7年5月30日に東京（TKP ガーデンシティ御茶ノ水）において通常総会を開催し、次の諸事項を審議した。

第1号議案 令和6年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

原案のとおり承認された。

第2号議案 令和7年度事業計画案及び収支予算案について

原案のとおり承認された。

第3号議案 令和7年度提案書案について

原案のとおり関係省庁に提案することが決議された。提案項目は以下のとおり。

- I 外来魚対策について
- II 鳥類による食害対策について
- III 魚病対策について
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
- V 放射性物質による汚染対策について
- VI ウナギの資源回復について
- VII 内水面漁場管理委員会制度について

## (2) 役員会

ア 第1回役員会 (令和7年5月30日 TKP ガーデンシティ御茶ノ水)

総会前に開催し、令和7年度通常総会の議事運営等について審議した。

イ 第2回役員会 (令和8年3月13日 都道府県会館)

令和8年度通常総会の開催、総会に諮る議題の内容等について審議した。

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会 令和8年度通常総会の開催について

第2号議案 令和8年度通常総会に提出する議案について

ア 令和7年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

イ 令和8年度事業計画案及び収支予算案について

ウ 令和8年度提案書案について

報告事項 令和8年度委員及び職員の表彰について

その他

## (3) 監事監査 (令和7年5月30日 TKP ガーデンシティ御茶ノ水)

令和6年度の事業及び収支決算に係る監査を実施した。

## (4) 表彰式 (令和7年5月30日 TKP ガーデンシティ御茶ノ水)

通常総会において、受賞対象となった委員1名の特別表彰について報告するとともに、受賞者には所属する内水面漁場管理委員会を通じて表彰状及び記念品を贈呈した。

## (5) 令和7年度中央省庁提案行動 (令和7年7月1日 関係省庁)

令和7年度通常総会の決議に基づき、令和7年7月1日に農林水産省をはじめ、国土交通省、環境省及び文部科学省を訪問し、水産庁長官をはじめ各省庁の担当部局に提案書を手交した。併せて、各提案項目について問題解決に向けた理解と協力を求めるとともに情報交換を行い、得られた回答は取りまとめた上、会員に通知した。

## (6) 漁場管理対策検討会及び正副会長会

ア 第1回検討会 (令和7年8月29日 都道府県会館)

令和7年度提案に対する国の対応状況を整理のうえ、令和8年度提案項目(案)について検討した。具体的な提案内容については、項目の削減や説明の明瞭化、文章の簡潔化、項目の追加等も含めて各ブロック協議会において十分協議することとした。

イ 正副会長会 (令和7年12月24日 鹿児島県)

各ブロック協議会から提出された意見を踏まえ、事務局で作成した素案(たたき台)について協議し、役員県事務長会議に提出する資料を確認した。

ウ 第2回検討会 (令和8年3月13日 都道府県会館)

各ブロック協議会での意見及び正副会長会での協議検討結果を踏まえ、漁場管理対策検討会としての提案書(案)を決定し、第2回役員会に提案することとした。

【令和8年度提案項目（案）】

- I 外来魚対策について
- II 鳥類による食害対策について
- III 魚病対策について
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
- V 放射性物質による汚染対策について
- VI ウナギの資源回復について
- VII 内水面漁場管理委員会制度について

（7）研修会（令和7年10月10日 都道府県会館（WEB併用））

内水面漁業や河川環境等に係る諸課題への理解と認識を深め、各都道府県内水面漁場管理委員会委員並びに事務局職員等の資質向上を図るため、下記講師を迎えた研修会を開催した。

会場参加（各都道府県会長・委員15名、事務局17名、国・県関係者7名）WEB参加（各都道府県会長・委員56名、事務局36名、国・県関係者42名）の計173名が参加した。

（1）効果的なカワウ対策及びアユ放流手法について」

講師：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所

環境・応用部門 沿岸生態システム部 内水面グループ 主任研究員 坪井潤一 氏

（2）「内水面漁協の経営改善について」

講師：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所

環境・応用部門 沿岸生態システム部 内水面グループ 研究員 中村智幸 氏

（8）ブロック協議会

東日本・中日本・西日本の各ブロック協議会を下記のとおり開催した。

ア 東日本ブロック協議会

- ・開催日：令和7年10月28、29日
- ・幹事県：千葉県
- ・検討事項等

第1号議案 令和8年度提案項目（案）について

- （1）第1回漁場管理対策検討会結果について
- （2）提案項目（案）に係るアンケート調査結果について
- （3）提案項目（案）の検討及び追加提案項目について

第2号議案 ブロック内照会・協議事項について

第3号議案 次回東日本ブロック協議会開催県について

[次年度幹事県：岩手県]

イ 中日本ブロック協議会

- ・開催日：令和7年11月4、5日
- ・幹事県：大阪府
- ・検討事項等

第1号議案 令和8年度提案項目（案）について

- (1) 第1回漁場管理対策検討会結果について
- (2) ブロック内都道府県のアンケート調査の結果・状況について
- (3) 追加提案項目（事項）等について

第2号議案 照会・協議事項等

第3号議案 次期開催県について

[次年度幹事県：新潟県]

ウ 西日本ブロック協議会

- ・開催日：令和7年11月11、12日
- ・幹事県：佐賀県
- ・検討事項等

第1号議案 令和8年度中央省庁提案項目案について

- (1) 令和7年度第1回漁場管理対策検討会結果について
- (2) 令和8年度提案項目素案に係る意見について
- (3) 令和8年度提案項目素案に係るアンケート調査結果について

第2号議案 ブロック内照会事項について

第3号議案 次期開催県について

[次年度幹事県：徳島県]

(9) 役員県事務局長会議

令和8年2月に書面にて、次年度提案書作成の進捗状況の報告、令和7年度事業結果・収支決算案、令和8年度事業計画案・収支予算案、令和8年度通常総会の開催について協議した。

(10) 表彰選考委員会（令和8年3月13日 都道府県会館）

令和8年度表彰の対象者の選考を行い、受賞者を決定した。

(11) 会報等の発行

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 令和7年9月30日 | 「内水面漁場管理委員会委員名簿（令和7年度版）」を発行   |
| 令和7年9月30日 | 「内水面漁場管理委員会指示集」を発行            |
| 令和8年3月9日  | 「令和7年度外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を発行 |
| 令和8年3月    | 「会報 No. 117」を発行               |

## 令和8年度事業計画書（案）

令和8年4月1日～令和9年3月31日

内水面漁業は、地域に根ざした産業として国民への食料供給に重要な役割を果たすとともに、その生産基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場であるほか、生活用水の供給や国民の憩いの場となる水辺空間の形成など、国土の自然環境の保全にも重要な役割を担っている。

一方、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響などにより、依然として内水面漁業にとって厳しい状況にある。

さらに、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚やカワウ等の鳥類による有用魚類の食害、コイヘルペスウイルス病や冷水病をはじめとする魚病の発生なども、内水面漁業に大きな影響を及ぼしている。

このような状況のもと、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の連携と情報交換を図りつつ、円滑な漁業調整を推進するとともに、内水面における総合的な水面利用及び漁場環境の保全を図るため、次の事業を実施する。

### 1 通常総会

令和8年5月29日に東京「都道府県会館」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 令和7年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (2) 令和8年度事業計画案及び収支予算案について
- (3) 令和8年度提案書案について

### 2 役員会

第1回：令和8年5月29日に東京「都道府県会館」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回：令和9年3月に東京で開催し、令和9年度通常総会提出議案等について審議する。

### 3 監事監査

令和8年5月29日に東京「都道府県会館」にて令和7年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

### 4 表彰式

通常総会の中で受賞対象者への表彰を披露し、会長から表彰状及び記念品を贈呈する。

### 5 中央省庁提案行動

令和8年6月～7月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

## 6 漁場管理対策検討会

第1回：令和8年8月に開催し、令和8年度提案結果に基づき令和9年度提案項目等について検討する。

第2回：令和9年3月に開催し、令和9年度提案書案について検討する。

## 7 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和8年9月～10月に開催する。

## 8 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

(1) 東日本ブロック協議会 岩手県で開催（時期は10月28、29日を予定）

(2) 中日本ブロック協議会 新潟県で開催（時期は11月25、26日を予定）

(3) 西日本ブロック協議会 徳島県で開催（時期は11月9、10日を予定）

## 9 役員県事務局長会議

令和9年2月に、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和8年度事業結果・収支決算案、令和9年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

## 10 表彰選考委員会

委員表彰要領及び事務局職員表彰要領に基づき、令和9年度に行う表彰に向け、令和9年3月に表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

## 11 会員への情報提供

「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データで会員に提供する。

【令和8年度事業予定一覧表】

| 開催時期                                                        | 事業内容                                           | 開催場所              |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------|
| 令和8年5月29日                                                   | 令和7年度事業監事監査<br>第1回役員会<br>令和8年度通常総会<br>令和8年度表彰式 | 東京都               |
| 6月～7月                                                       | 総会決議による中央省庁提案                                  | 東京都               |
| 8月                                                          | 第1回漁場管理対策検討会                                   | 東京都               |
| 9月～10月                                                      | 研修会                                            | 東京都（WEB 併用）       |
| 10～11月<br>(予定) 10月28、29日<br>(予定) 11月25、26日<br>(予定) 11月9、10日 | ブロック協議会<br>東日本<br>中日本<br>西日本                   | 岩手県<br>新潟県<br>徳島県 |
| 令和9年2月                                                      | 役員県事務局長会議                                      | 書面                |
| 3月                                                          | 表彰選考委員会<br>第2回漁場管理対策検討会<br>第2回役員会              | 東京都               |

## 提 案 書

内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、生態系その他の自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活の安定向上を図る上で重要です。

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織です。

当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しており、その実現に向け令和8年5月29日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。

この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。

なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。

令和8年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 福 留 己 樹 夫

# I 外来魚対策について

## 【趣旨】

平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。

また、魚類の特定外来生物は、これまでにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。

さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、共同漁業権における外来生物による漁業被害は、令和4年度は47%、令和5年度は45%、令和6年度においても41%（共同漁業権895件中369件）と、依然として高い割合で報告されており、漁業被害をもたらしている新たな外来生物の侵入も報告されています。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

## 記

### 1 重点

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュ並びにミズワタクチビルケイソウをはじめとした外来生物の生息・繁殖状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。

また、現行制度では補助等の支援対象となっていない外来生物による漁業被害について、漁協や地方自治体が行う駆除等への予算措置や、駆除技術の開発、情報発信や啓発の強化を行うこと。

特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を引き続き行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。

一方、ニジマスやブラウントラウトなどの産業管理外来種については、その生態等について引き続き科学的な知見の収集を行うとともに、その利用のあり方について積極的な情報発信を行うこと。

- 2 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した

取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。

また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。

## Ⅱ 鳥類による食害対策について

### 【趣旨】

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えて広範な地域に及び、かつ効率的な駆除手法や体制が未確立であることから、水産資源に対する食害は深刻化しています。

更に、サギ類・カモ類の食害も発生しており、令和6年度の調査では共同漁業権895件中477件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できない状況です。

このため、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施に向け、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が不可欠です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

### 記

#### 1 重点

令和6年5月に環境省と水産庁が「令和6年からのカワウ被害対策の考え方」において改めて整理した目標（令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減）が確実に達成することできるよう万全を期すこと。

このため、これまでの検証で明らかとなった銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の確保などの課題解決や、都道府県を跨いだ広域的な対策について、国の責任において具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

#### 2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握し、その結果を各県、漁協等へ情報提供すること。

また、カワウと同様に扱うのではなく、効率的な防除対策を検討・実用化し、現場への導入促進を図り、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

### Ⅲ 魚病対策について

#### 【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講ずべき事項が明記され、新たな疾患の水際防疫や国内防疫体制の整備が進められてきました。

一方でアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイも多く、共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、既発生・未発生水域が混在することから流通や漁業活動が制限され、漁業権管理や漁協経営等に深刻な打撃を与えています。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

#### 記

#### 1 重点

アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。

さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法（環境DNA解析など）を確立し、全国河川における調査を実施すること。

- 2 KHV病発生から20年以上が経過しているが、既発生水域におけるコイの放流、移植、持ち出しの解除には至らないことから、その理由と制限解除に必要な基準を示すとともに、コイ産業の振興に対する国の考えを示すこと。

## Ⅳ 河川湖沼環境の保全及び啓発について

### 【趣旨】

河川湖沼環境の保全については、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組みが必要です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

### 記

#### 1 重点

気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨は、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。

また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保、役割を終えた河川横断構築物等の撤去や鳥類が採餌しにくい構造への改修など水生生物の生息に適したネイチャーポジティブな河川づくりを速やかにかつ強力に進めていくこと。

#### 2 重点

河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。

また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類やその他水生生物の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえた見直しを検討すること。

#### 3 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。

国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供すること。また、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。

- 4 オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。

このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努めるとともに市民への啓発を進め、関係者と連携して除去対策を講じること。

- 5 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。

特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

- 6 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度や臭気等の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議会等を設置して、協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。

一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

また、飲水資源や林地の開発により生じる濁水についても、実態を調査し必要な対策を講じること。

- 7 気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、水温等のモニタリング強化を図るとともに、海域を含めた仔魚から成魚に至るまでの棲息魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討を早急に進めること。

## V 放射性物質による汚染対策について

### 【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

事故による放射性物質の拡散が、15年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境などに悪影響を及ぼしており、淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが一部地域において検出され、国の出荷制限や、県の採捕自粛要請が行われています。

特に、出荷制限を受ける河川・湖沼では、長期にわたり、漁業や遊漁が規制され、漁協経営に大きな影響を与えており、制限の解除の目処は立っていません。

このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

### 記

#### 1 重点

河川湖沼環境中の放射性物質について、除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。

また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。

- 2 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。

## VI ウナギの資源回復について

### 【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、2025年11月に開催されたワシントン条約締約国会議においては付属書Ⅱへの掲載が提案されました。

しかしながら、ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。

また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

ニホンウナギ資源の維持増大のため種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

### 記

#### 1 重点

来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。

- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。

また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。

- 3 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

- 4 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。

また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

## VII 内水面漁場管理委員会制度について

### 【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。

また、「漁業法」においては、内水面が有する多面的機能の発揮などの項目が規定され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

### 記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立した行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるよう、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。